

## 必要な追補・増補を行います

- 1 基本方針を踏まえた中間見直しの考え方
  - (1) 「策定後の主な動向」を踏まえ必要な追補・増補を行う
  - (2) 現行計画の文章を生かした形で修正を行う
  - (3) 同じ意味合いでの文章表現の変更は極力行わない
- 2 指標見直しの考え方
  - (1) 現行指標の削除は原則として行わない
  - (2) 実績把握や目標値達成などの面で大きな課題が生じている場合には、現行指標を補完するための新規指標を追加する
  - (3) 新規指標の追加は、必要性・妥当性を検討し精査する
  - (4) 目標値の上方・下方修正は原則として行わない  
(ただし、個別計画等との整合性を図るための修正は例外として行う)
  - (5) 数量から割合への変更が適切な場合は見直す

## 令和5年度の見直し作業

- 1 中間見直しの基本方針における「策定後の主な動向」を踏まえた見直しの再確認作業
  - (1) 中核市移行（とりわけ保健所設置市としての感染症や地域医療に関連する役割）
  - (2) 新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響  
(とりわけデジタル化やキャッシュレスへの対応)
  - (3) 災害などの緊急事態事象の頻発、暑熱環境の悪化
  - (4) SDGsへの貢献・寄与
  - (5) 個別計画等の策定や改定
  - (6) こども家庭庁の発足及び子育て・教育施策の推進
- 2 市民参画で得られた市民意見の計画への反映
- 3 17のゴールの下にある169のターゲットレベルで総合計画の政策との関連性を整理したSDGsの取組について、計画に反映できる点がないか確認
- 4 デジタル田園都市国家構想を加味して策定を行う  
第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略との整合性の確認